

令和 年 月 日

四国中央市長 様

受注者 住所
氏名

印

現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）

令和 年 月 日入札を実施した下記の工事について、現場代理人、主任（監理）技術者等として下記の者を配置予定としたので、工事請負契約約款第10条第1項の規定により通知します。

なお、下記に記載した事項は事実に相違ないことを誓約いたします。

記

工事番号及び工事名

名 称	氏 名	施工期間中の居住地 (都道府県及び市町村まで)	資格区分	資格者証番号	備 考
現場代理人					
主任技術者					
監理技術者					
監理技術者補佐					

他の公共工事等の受注状況 (本工事と現場代理人、主任（監理）技術者の兼任を行う工事に限る。)				現場代理人、主任（監理） 技術者の職名及び氏名	
発注先	工 事 名	請負金額 (千円)	工 期	職名	氏 名
				(現) (主)	
営業所技術者 等	本工事の現場代理人、主任（監理）技術 者と営業所技術者等との兼任		無・有（氏名 ）		

【建設業法施行令第27条第2項の規定による技術者の兼任に係る市確認欄】

確認日 月 日
兼任工事発注者

現場代理人等の兼任に関する注意事項

- 注1 他の公共工事の受注状況欄に本工事の現場代理人等が記載されている場合は、当該現場代理人等について兼任の申出があったものとする。
- 2 営業所技術者等が現場代理人又は法第26条第3項第1号又は第2号に規定する主任（監理）技術者と兼任することは認められないので、留意すること。
- 3 本工事の現場代理人等が、建設業法施行令第27条第2項の規定により、技術者の兼任を行う場合は、当該現場代理人等の備考欄に工事概要を記載すること。
(備考欄の記載例) 兼任予定工事
場所：四国中央市〇〇町△番地地先
間隔：〇. 〇km
- 4 1による現場代理人等の兼任の申出が受理され、又は兼任を解除したときは、被兼任工事が市工事の場合は当該通知の写しを被兼任工事の監督員に提出し、被兼任工事が市工事以外の場合は被兼任工事の監督員の指示に従い、その旨を報告すること。

(その他の注意事項は次項を参照のこと。)

注5 現場代理人等が、新たに市以外の工事と兼任することとなった場合は、当該工事に従事していることが確認できる書類（例：市以外の工事の発注者に提出した書類の写し等）を本工事の監督員に提出すること。

6 記載にあたっては、次のとおりとすること。

ア 主任技術者及び監理技術者に係る資格区分欄は、法第7条第2号及び法第15条第2号の規定に対応する内容を記載する。

（記載例）

法第7条第2号イ該当者は「学歴」、ロ該当者は「実務経験」、ハ該当者は「2級土木施工管理技士」等具体的な資格名

法第15条第2号イ該当者は「1級土木施工管理技士」等具体的な資格名、ロ該当者は「指導監督の実務経験」、ハ該当者は「大臣認定」

イ 資格者証番号欄は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付番号を記載する。

ウ 監理技術者補佐は、法第26条第3項第2号に規定する技術者を配置する場合に記載するものとし、資格区分欄は、次の記載例を参考に記載する。

（記載例）

法第7条第2号該当者のうち技術検定1級の第1次検定合格者は「技士補」

法第15条第2号該当者は「監理技術者相当」

建設業法施行令第29条第2号該当者は「大臣認定」

エ 専門技術者は、法第26条の2第1項又は第2項に規定する技術者を記載する。

7 本通知書に必ず下請負予定届出書（別紙）を添付すること。

8 発注者は、必要と認めるとき関係資料の提示を求めることができるものとする。

9 監理技術者を置く場合にあっては、監督員は監理技術者に対し、監理技術者資格者証の提示を求めることができる。

10 工事請負契約約款第10条第2項に規定する現場代理人の権限のうち、現場代理人に委任せず、受注者自ら行使しようとするものがある場合は、その権限の内容を現場代理人の備考欄に記載すること。

11 現場代理人等の変更を通知する場合は、新、旧現場代理人等をそれぞれ記載し、備考欄には「新」、「旧」と記載すること。

12 現場代理人については、開札日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係があることを証明する資料を添付すること。

健康保険被保険者証（事業所名が記載されているもの）の写し、住民税特別徴収税額の通知書の写し、監理技術者資格者証の写し、所属会社の雇用証明書、前記に準ずる資料

13 本件工事において配置する監理技術者が法第26条第3項第1号に規定する監理技術者である場合は、本通知に必ず「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

14 本件工事において配置する監理技術者法第26条第3項第2号に規定する監理技術者である場合は、監理技術者補佐の資格等を証する書類として次のものを添付すること。

- ・本件工事に係る許可業種に関して、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ、又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者であることを証する免許等の写し
- ・建設業法第27条第1項の規定に基づく1級の技術検定のうち、本件工事に係る許可業種に対応する検定種目の第1次検定に係る合格証明書等の写し（同法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者にあっては、不要）
- ・監理技術者資格者等の写し等の3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証する書類

15 本通知の内容に変更が生じる（予定を含む。）場合は、あらかじめ発注者の確認を受けること。

16 監理技術者又は主任技術者を専任で配置する必要がある工事において、営業所技術者等との兼任の項で「有」を選択した場合は、本通知書に必ず「人員の配置を示す計画書」を添付すること。